

**骨髄移植などにより定期予防接種で得た免疫を失った方へ、再接種費用を助成します**

骨髄移植などの医療行為により、移植前に受けた定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された方が再接種を希望する場合、事前に申請をすることで予防接種費用の助成を受けることができます。

【対象者】

以下の全てを満たす方

- ①骨髄移植等造血幹細胞移植を受けたことにより、それまで受けた定期予防接種の免疫が低下または消失したため再接種が必要と医師が認めた方
- ②再接種の日において20歳未満の方
- ③事前の認定申請と再接種のいずれの日においても笠松町に住民登録がある方

【対象となる予防接種】

骨髄移植等造血幹細胞移植前に接種した定期予防接種

【助成金額】

予防接種に要した費用（文書料は除く）を助成

【助成の流れ】

- ①「助成対象認定」の申請を行う
- ②町から「助成認定通知書」を受け取る
- ③医療機関で再接種を実施（全額自己負担で医療機関に支払い）
- ④町に接種費用の請求を行う（「助成認定通知書」に記載のある予防接種に限り、町の委託料単価を上限に接種費用の払い戻しを行います）

【問 合 先】健康介護課 ☎388-7171

**年末年始地域安全運動**

12月11日（水）から1月5日（日）まで、年末年始地域安全運動が実施されます。警察や町、地域の皆さんが相互に協力し、年末年始における犯罪や事故を未然に防ぎましょう。

スローガン

**「ゆく年くる年
みんなで守ろう 地域の安全」**

町内でも子どもへの声かけやつきまといが発生しています。地域ぐるみで子どもの安全を見守り、いざという時の対応について、家族でよく話しあいましょう。

**2020年農林業センサス**

2月1日現在で、全国一斉に「2020年農林業センサス」を実施します。

今月中旬から2月末までに農林業を営んでいる皆さんのところに調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので、ご協力をお願いします。

【問 合 先】企画課 ☎388-1113

**岐阜県最低賃金の改正**

【改正後時間額】851円

（改正額は、令和元年10月1日から適用されています）

岐阜県最低賃金は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。ただし、下欄に掲げる産業に従事する労働者（一部適用除外あり）は、該当する特定（産業別）最低賃金も適用されます。

使用者も、労働者も、賃金額が最低賃金以上となっているかどうか、必ず確認しましょう。

特定（産業別）最低賃金（12月21日～）	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額886円
自動車・同附属品製造業	時間額930円
航空機・同附属部品製造業	時間額970円

【問 合 先】岐阜労働局賃金室 ☎245-8104
岐阜労働基準監督署 ☎247-2368

消火器・防災用品・消防設備点検・施工

株式会社三田防災

〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間928-2

TEL: 058-388-0607(代) ☎0120-119-073

<営業所> 岐阜・羽島・名古屋・四日市

SANDA Co., LTD



笠松双葉幼稚園

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66

TEL: 058-387-9155

http://www.tsumiki.ed.jp